

会計基準のコンバージェンス

～日米欧の会計基準の収れんへの取組み～

古江 晋也

要旨

・近年、会計基準のコンバージェンス(収斂)が喫急の課題となっている要因は、EU が域内市場で資金調達を行う域外企業に対して、IFRSs またはそれと同等とされる会計基準で財務諸表の作成、開示を求めたためである。
・ASBJは05年3月以降、IASBと共同プロジェクトを開催。CESRが公表した同等性評価で追加開示を要求した項目を優先して取り組みつつある。

注目が集まる会計基準のコンバージェンス

コンバージェンスとは「収斂」を意味し、本稿のテーマである会計基準のコンバージェンスとは国際的な会計基準の収斂(共通化)を目指した取組みを示している。

近年、会計基準のコンバージェンスが日本においても喫急の課題となった要因は、欧州連合(EU)がEU域内市場で資金調達を行う域外企業に対し、国際会計基準またはそれと同等とされる会計基準で財務諸表の作成・開示を求めたためである。

このため、日米欧の会計基準設定機関や証券規制当局は共同プロジェクトや会合を開催し、会計基準のコンバージェンスをスタートした。

また、会計基準のコンバージェンスの推進については、06年7月に経済財政諮問会議が公表した「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(骨太方針2006)に盛り込まれたり、金融庁・企業会計審議会が「会計基準のコンバージェンスに向けて(意見書)」を公表するなど、重要な政策課

題の一つともなっている。

会計基準のコンバージェンスは、国際的に資金調達を行う企業の事務コストの軽減や財務諸表の比較可能性の確保などのメリットが期待できる^(注1)。しかし、その一方で会計基準の変更は企業経営に大きな影響を与えることも事実である。本稿では、会計基準のコンバージェンスの経緯と現状を概観することとする。

(注1)デイビッド・トゥイーディー「コンバージェンスの促進と国際的な会計基準」『季刊 会計基準』No.13 (2006.6)

国際会計基準の変化

73年、国際会計基準委員会(IASC)は、オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、日本、メキシコ、オランダ、英国、アメリカの9カ国の民間の職業会計士団体によって設立された。国際会計基準(IAS)とは、IASCが定めた会計基準であり、各国会計基準の調和を目指していたが、民間団体の合意がベースであり強制力がない、会計処理の選択の幅が広く、比較可能性

という観点から問題がある、という課題を抱えていた。

また、そもそも会計基準は、各国の歴史的経緯や会計慣行を反映しており、IASの試みは非常に困難であるとも見られていた。このため、IASが国際標準となるためには、少なくとも強制力や比較可能性などの課題を解決しなければならなかった。

しかし、80年代後半以降からは、証券監督者国際機構（IOSCO）が証券行政監督機関の代表としてIASCに加入する（87年）など、従来の職業会計士団体の枠組みから大きく拡大。比較可能性についても89年には、公開草案（ED）32号「財務諸表の比較可能性」が公表され、IASの問題点が改善されるようになった。

その後もIASは米証券取引委員会（SEC）の支援などを受け、00年5月には、ついにIOSCOから正式に承認された。

会計ビックバンと「警句」

IASが大きく飛躍を遂げつつあった頃、日本の企業会計制度は大きな転換期を迎えていた。なかでも、日本基準と米国会計基準（USGAAP）やIASとの乖離は、日本基準への信用を損ねる要因の一つとなっていた。

99年には、当時、ビック5と呼ばれていた米国5大会計事務所が日本の会計基準で作成された決算書の英文監査報告書に、国際基準とは異なる旨の「警句（レジェンド）」を付すことを要求^{（注2）}したことで、会計基準の差異が日本企業の資金調達に影響を及ぼすという危機感が現実のものとなった。

日本の会計基準は00年3月決算までに、連結会計、キャッシュ・フロー計算書、税

効果会計、研究開発費会計等の会計基準が強制適用されるなど大幅な会計制度改革（いわゆる、「会計ビックバン」）が行われた。会計基準の改革はその後も進行し、退職給付会計と売買目的有価証券の時価評価（01年3月期）、その他有価証券の時価評価（02年3月期）、固定資産の減損会計（06年3月期）の強制適用等が実施された。このような一連の改革を受けて、日本の会計基準は国際標準と肩を並べる内容となった。

しかし、日本で会計制度改革が行われていた頃、EUは域内企業に国際会計基準の適用の義務付ける方針を固めたり（00年）、米国と互換性を高めるための合意が行われる（02年）など、欧米は会計基準のコンバージェンスに向けた取組みに踏み出していた。

^{（注2）}「日本経済新聞」99年7月28日付。

IASCからIASBへ

01年、IASCに代わって国際会計基準理事会（IASB）が発足した。理事会メンバーも、かつての民間会計士団体の代表から各国の会計基準設定機関の代表へと変化。各国会計基準の調和を図ることを目的とする組織から一つの高品質なグローバルな会計基準へコミットすることを目的とする組織に変貌を遂げた。国際会計基準もIASBによって公表された国際財務報告基準（IFRSs）、IASCにより設定されたIAS、IASBによって改訂されたIASなどの総称となった。このようなIASBの機構再編を受けて、日本の会計基準設定機関も変化した。

従来、日本の会計基準は旧大蔵省の諮問機関である企業会計審議会が会計基準を設

定していたが、01年7月、企業会計基準の調査研究及び開発等を目的とする民間の会計基準設定機関として（財）財務会計基準機構（FASF）が設立され、企業会計基準委員会（ASBJ）が発足した。

国際会計基準の義務化

日本企業が米国で資金調達を行う場合、USGAAP（SEC基準）で財務諸表を作成・開示する必要があるのに対して、欧州での資金調達を行う場合は、基本的には日本基準に基づいて財務諸表の作成・開示が行われている。

そこでEUは02年、「IAS規則」を制定し、域内企業に対して原則、05年までに国際会計基準に基づく連結財務諸表の開示を義務付ける方針を決定した。

一方、日米などの域外企業に対しては「目論見書指令」（03年）、「透明性指令」（04年）を採択。域外企業が域内で証券公募や上場を行う場合、国際会計基準または、それと同等の会計基準の使用を義務付けることとした。後に域外企業への適用は先延ばしされたが^(注3)、このことは日米などの会計基準が国際会計基準と同等であると認めら

れなければ、追加的な情報開示が必要となり、事務コストの観点から資金調達に大きな影響を与える可能性が生じることになった。

^(注3)07年から予定されていた決算情報の追加開示は09年まで棚上げされることになった（『日本経済新聞』06年4月5日付）。

ノーウォーク合意

02年9月、米国財務会計基準審議会（FASB）とIASBは、FASB本部の所在地であるコネチカット州ノーウォークにおいて合意に達した。これは、ノーウォーク合意^(注4)と呼ばれ、「国内と国境を越えた財務報告に使用することができるであろう高品質で比較可能な会計基準の開発に対するコミットメント」を意味する。そして、米国会計基準と国際会計基準の互換性を高めるため、次の四点が合意された。

USGAAPとIFRSsの間の多様な個々の差異を取り除くことを目的とした短期プロジェクトに着手する。

将来の作業計画による調整を通じ、05年1月1日までに残るであろうIFRSsと

USGAAP間の差異を取り除く。つまり、両者が同時に個々の実質的なプロジェクトを相互に着手する。

現在着手している共同プロジェクトの進展。

各解釈設定団体活動の調和を促進する。

その後、05年にはSEC

図表1 FASBとIASBの短期コンバージェンス項目

FASBが検討すべき事項	IASBが検討すべき事項
公正価値オプション	借入費用
減損（IASBと共同）	減損（FASBと共同）
法人所得税（IASBと共同）	法人所得税（FASBと共同）
投資不動産	政府補助金
研究開発費	ジョイントベンチャー
後発事象	セグメント報告
FASB注： *：05年7月1日に議論となっている **：公正価値オプションプロジェクトの一部としてFASBにより検討される予定	IASB注： 項目は、IASBの短期コンバージェンスプロジェクトの一部又は加えられている予定であり、すでに議論となっている

出所）企業会計基準委員会ホームページ「IFRSsと米国会計基準との間のコンバージェンスに対するロードマップ - 2006 2008 FASBとIASBとの間の覚書 2006年2月27日」。

図表2 日本基準の同等性評価に関するCESRによる指摘項目とASBJの今後の対応

補正措置	No.	項目	現状及び取り組み方針	08年年初(見直し)	
補完計算書 (仮定計算ベースでの 要約財務諸表作成)	No.1	企業結合(持分プーリング法)	・06年から適用されている会計基準について市場の評価を見極めることとしている。 ・06年末までにプロジェクト・チーム(PT)を設置して、07年には市場調査を実施予定。	・市場調査の結果、必要に応じて論点整理を公表。	
	No.2	連結の範囲(適格SPE)	・専門委員会を設置。07年からはIASBとFASBとの議論の動向を踏まえ、さらに検討を行う予定。	・開示の検討については07年3月までに適用指針を公表。 ・連結範囲の検討については07年末までに論点整理を公表。	
	No.3	在外子会社の会計方針の統一	・06年5月、実務対応報告を公表。	・実務対応報告を08年4月から適用開始(早期適用あり)。	
開示B (IFRSに従って会計処理した場合の定量的影響(損益又は株主持分への税引前後の影響)の表示)	No.4	ストック・オプション(費用化)	・05年12月、会計基準・適用指針を公表。	・会計基準・適用指針を適用済み	
	No.5	企業結合の対価算定日(交換日)	・企業結合(持分プーリング法)と合わせて検討を行う予定。	(No.1「企業結合(持分プーリング法)」参照)	
	No.6	企業結合(取得研究開発)	・無形資産ワーキング・グループ(WG)で検討。	(No.11「開発費の資産計上」参照)	
	No.7	企業結合(負債ののれん)	・06年から適用された会計基準で注記情報(金額、発生原因、償却方法及び償却期間)はすでに要求されている。	・会計基準・適用指針を適用済み	
	No.8	棚卸資産の評価方法(後入先出法)	・07年にPTを設置して検討を開始する予定。	・今後の方向性を決定している。	
		棚卸資産の評価基準(低備法)	・06年7月、会計基準を公表。	・会計基準を08年4月から適用開始(早期適用あり)。	
	No.9	関連会社の会計基準の統一	・07年にPTを設置して検討を開始する予定。	・PTによる検討を受け、必要に応じて公開草案で公表。	
	No.10	固定資産の減損テスト	・05年から適用されている会計基準について市場の評価を見極める。 ・07年にPTを設置して市場調査を実施予定。	・市場調査の結果及びIASB/FASBの動向を踏まえ検討し、方向性を決定。	
	No.11	開発費の資産計上	・WGを設置して検討を開始。	・07年末までに論点整理を公表。	
	No.12	農業	(公開会社で農業を営む会社は非常に少ない)		
	開示A (日本基準ですでに提供されている開示を補強する定量的・定量的情報の開示)	No.13	ストック・オプション(新基準で必要な開示が行われない場合)	・(No.4「ストック・オプション(費用化)」参照)	(No.4「ストック・オプション(費用化)」参照)
		No.14	企業結合(少数株主持分)	・IASB/FASBとの議論の動向を踏まえ、No.1「企業結合(持分プーリング法)」と合わせて検討予定。	(No.1「企業結合(持分プーリング法)」参照)
No.15		企業結合(段階取得)	・IASB/FASBとの議論の動向を踏まえ、No.2「企業結合(持分プーリング法)」と合わせて検討予定。	(No.1「企業結合(持分プーリング法)」参照)	
No.16		保険契約(異常危険準備金)	(対象が保険会社に限定。IASBでは現在フェーズの議論が進められている。)		
No.17		工事契約(工事進行基準)	・WGを設置して検討を開始(IASBとの共同プロジェクトの短期項目)。	07年末までに会計基準・適用指針を公表。	
No.18		不良債権開示(開示が不十分でない場合)	・金融機関では一定の開示ルールが定められており、特段の対応は不要。		
No.19		廃棄費用	(No.24「資産の除去債務」と合わせて検討)	(No.24「資産の除去債務」参照)	
No.20		従業員退職後給付(退職給付債務の割引率を含む)	・07年以降PTを設置。IASB/FASBの議論に関して意見発信等を行う。	・IASB/FASBの動向を踏まえ検討し、方向性を決定。	
No.21		企業結合(外貨建てのれんの換算)	・企業結合(持分プーリング法)と合わせて検討を行う予定。	(No.1「企業結合(持分プーリング法)」参照)	
No.22		金融商品の公正価値開示	・WGを設置して検討を開始(IASBとの共同プロジェクトの短期項目)。	・07年末までに会計基準・適用指針を公表。	
No.23		固定資産の減損会計(減損損失の戻入)	(No.10「固定資産の減損テスト」と合わせて検討を行う予定)	(No.10「固定資産の減損テスト」参照)	
No.24	資産の除去債務	・WGを設置して検討を開始(IASBとの共同プロジェクトの短期項目)。	・07年末までに会計基準・適用指針を公表。		
No.25	投資不動産	・IASBに対して意見発信を継続的に(IASBとの共同プロジェクトの短期項目)。	・IASB/FASBの動向を踏まえ検討し、方向性を決定。		
今後の作業 (将来検討されること)	No.26	金融商品	・当面の対応はなし。(会計基準が複雑なため、CESRは技術的評価を継続)		

出所) 企業会計基準委員会プレスリリース「わが国会計基準の開発に関するプロジェクト計画について EUによる同等性評価等を視野に入れたコンバージェンスの取組み」の公表、(06年10月12日)より一部要約。

議長と EU コミッショナーが会談。現在、SEC は米国に登録し IFRSs を使用している非米国企業に差異調整表(reconciliation)を要求しているが、この差異調整表の撤廃を 09 年までに実施するという目標を掲げた「ロードマップ」に合意した。そして 06 年 2 月には、FASB と IASB は差異調整表の廃止を目標とする覚書(MOU)を公表した。

MOU では、08 年までに共通化を目指す短期プロジェクトと 08 年までに測定可能な進展を行う共同プロジェクトが示された。

参考までに短期コンバージェンスは、

FASB と IASB がそれぞれ 6 項目あり(図表 1)、共同プロジェクトについては、「企業結合」、「連結」、「公正価値測定」、「負債と資本の区分」、「業績報告」、「退職後給付(年金を含む)」、「収益認識」、「認識の中止」、「金融商品(現行基準の置換)」、「無形資産」、「リース」の 11 項目を挙げている。

(注 4) ノーウォーク合意、MOU については、ASBJ、FASB、IASB、SEC ホームページを参照引用。また、八田進二「会計・監査『2005 年問題』の本質」、『エコノミスト』2004 年 4 月 6 日号、山田辰巳「2006 年 2 月に公表された MOU について」、『季刊 会計基準』No.13 (2006.6)を参照。

ASBJとIASBの共同プロジェクト

ASBJは、05年1月に現行会計基準の差異を縮小する共同プロジェクトをIASBと立ち上げ、3月に共同プロジェクトの初会合を開催した^(注5)。第一回目の会合では、「プロジェクトを軌道にのせるため、比較的着手しやすいところから取り組む」フェーズド・アプローチを採用し、第一フェーズとして「棚卸資産の評価基準」、「セグメント情報」、「関連当事者の開示」、「在外子会社の会計基準の統一」、「投資不動産」が検討項目とされた。

一方、同年7月には欧州証券規制当局委員会（CESR）が同等性評価に関する欧州委員会（EC）の技術的助言を公表した。このなかでCESRは日本基準を「全体として同等」と評価したが、26項目の追加開示等の補正措置が必要であると助言。CESRから示された補完措置項目は、その後のコンバージェンスへの取組みにおける重要な課題項目となった。

05年9月に開かれた第二回会合では、第一フェーズの追加項目として「新株発行費」が加えられ、「無形資産」は日本側で準備プロジェクトを立ち上げることが合意された。

第三回会合（06年3月）においては、先の6項目に加え、「資産除去債務」、「工事契約」、「金融商品の公正価値開示」が追加されたほか、フェーズド・アプローチから全体像アプローチ（「差異のあるすべての会計基準について広く今後の取組みを明示する方式」）に移行することが合意された。

また、会計基準の主要な差異を「短期プロジェクト」と「長期プロジェクト」に分類した。

短期プロジェクトとは、現在取り組まれ

ている9項目が「08年までに解決するか、少なくともその方向を決めようとする」項目を示しているのに対し、長期プロジェクトとは「解決に時間を要する」とされる「業績報告」、「収益認識」、「遡及修正」、「連結の範囲（SPEを含む）」、「無形資産（研究開発を含む）」などの項目を示している。

このなかで、短期プロジェクトとしてとりあげられた項目は、IASB-FASBの動向のみならず、CESRが公表した同等性評価で追加開示が要求され、ASBJが優先して解決しなければならない項目である^(注6)。

9月には、第四回会合が開かれ、06年3月からの「全体像アプローチ」に含まれる短期項目の進捗状況などが議論された。

一方、ASBJはFASBとの定期協議を開催（06年5月）しており、今後の動向が注目される。

ただし、日本は、連結財務諸表制度が導入される以前にUSGAAPに基づいて財務諸表を作成していた企業に対しては、1977年から特例として同基準による国内での連結財務諸表の開示を認めていた。02年3月には、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」によって、SECに登録している企業に適用範囲を拡大。このため、USGAAPによる日本国内での開示は、すでに解禁されており、米国が日本の会計基準を承認するかどうか、が主要な課題となる。

^(注5) ASBJとIASBの共同プロジェクトの内容についてはASBJのプレスリリースを参照引用。

^(注6) 斎藤静樹「ASBJのコンバージェンスへの取組み」『季刊 会計基準』No.13(2006.6)

コンバージェンスに伴う会計基準の変化

図表 2 は、CESR が日本基準の同等性評価に関して指摘した 26 項目と ASBJ の今後の対応を示したものである。このなかで、ASBJ は「ストック・オプションの費用化」、「企業結合(負ののれん)」についてはすでに、会計基準・適用指針を適用している。

また、短期プロジェクト項目である「棚卸資産の評価基準(低価法)」は、06 年 7 月に会計基準を、「在外子会社の会計方針の統一」には、06 年 5 月に実務対応報告を公表し、両項目とも 08 年 4 月から適用開始の予定である(早期適用あり)。

ここでは、「棚卸資産の評価」と「在外子会社の会計方針の統一」の概略を示すこととする^(注7)。

(棚卸資産の評価)

棚卸資産の評価は、「取得原価をもって棚卸資産の貸借対照表価額とし、時価が取得原価よりも下落した場合には時価による方法を適用して算定することができる」と、原価法と低価法の選択適用が認めている。

しかし、06 年 7 月に公表された「棚卸資産の評価に関する会計基準」では、通常の販売目的で保有する棚卸資産の貸借対照表価額は、期末において正味売却価額が取得原価よりも下落している場合、正味売却価額を貸借対照表価額とする低価法にまとめられた。

一方、トレーディング目的で保有する棚卸資産は市場価格に基づく価額を貸借対照表価額にするとしている。

(在外子会社の会計方針の統一)

連結財務諸表を作成するにあたり、在外

子会社の会計処理は、企業集団として統一されるものである。したがって在外子会社が所在地国の会計基準で会計処理が行われた場合は、日本の会計基準に修正することが原則である。

ただし、実務上の観点からは、当面の取扱いとして在外子会社の所在地国の会計基準による会計処理が、企業集団として統一する会計処理と異なっても統一する必要はないとされている。もちろん、在外子会社の会計処理が明らかに合理的でない認められる場合は修正が必要となる。

しかし、06 年 5 月に公表された実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」では、在外子会社の財務諸表が IFRSs・USGAAP に準拠して作成された場合、当面の取扱いとして連結決算手続き上利用できるとしたが、IFRSs または USGAAP 以外の会計基準で作成されている場合は、日本の会計基準、IFRSs または USGAAP に修正することとなった。

ただし IFRSs または USGAAP に準拠しても連結決算手続き上、のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理、投資不動産の時価評価及び固定資産の再評価、会計方針の変更に伴う財務諸表の遡及修正、少数株主損益の会計処理については、適切な当期純利益を計上するという観点から当該在外子会社の会計処理を修正する必要がある。また、これら以外にも明らかに合理的でない認められる会計処理に関しては修正が必要とされる。

^(注7)「棚卸資産の評価」と「在外子会社の会計方針の統一」の内容については、ASBJ・企業会計基準第 9

号「棚卸資産の評価に関する会計基準」と実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」を引用参照。

コンバージェンスと企業の対応

会計基準のコンバージェンスは、企業行動に大きな影響を及ぼしている^(注8)。例えば、EUが域外企業にIFRSsまたはそれと同等の会計基準の使用を義務付けたことによって、05年頃から「取引量減少」を理由に欧州市場からの撤退する日本企業が相次いだ。

さらに、ストック・オプションの費用計上と棚卸資産の評価（低価法）という会計処理の変更は、企業経営にも影響を与え始めている。

技術者の人材派遣を行うメイテックは、06年3月よりストック・オプションを中止した。中止の理由の一つは費用化によって経営成績に直接的な影響が見込まれるからである。また、業務システム開発のワークスアプリケーションズはストック・オプションに関する費用総額が約2億円となるため、従業員等向けのストック・オプションの発行を取り止めた（06年4月発表）。

このように、費用負担による財務への影響を回避するため、ストック・オプションが中止され、ストック・オプション制度そのものが大きな岐路に立っている。

また、棚卸資産の評価（低価法）の導入は、原価法では現れなかった含み損が顕在化することを意味する。なかでも販売用不動産は金額も大きく、建設、不動産業の対応が注目される。

例えば、小田急電鉄は販売用不動産等の棚卸資産の評価基準に原価法を採用していたが、財務の健全性を高める観点から07年

3月期より低価法を採用。販売用不動産等評価損48億4000万円を特別損失として計上することを決議した。

三菱地所も06年3月期中間期に保有する販売用不動産・仕掛不動産・開発用不動産の棚卸資産評価の見直しを行い、264億5800万円のたな卸資産評価損を計上した。

さらに、呉服専門店のさが美は、棚卸資産の評価を06年2月期に売価還元法に基づく原価法から個別法に基づく低価法に変更し、評価差額23億7000万円の特別損失を計上した^(注9)。

このように低価法は、不良在庫の洗い出しが加速されるという側面があり、早期適用などによって財務の健全化が素早く行われるかどうか、ということもIRの観点から注目される。

今後、コンバージェンス関連の会計処理の変更としては、「関連当事者開示」、「連結の範囲（適格SPE）」と「四半期会計基準」の会計基準ないしは適用指針等が07年1～3月までに公表される予定であり、会計制度の変更を視野に入れた経営戦略の構築が、ますます重要になるといえる。

^(注8)メイテック、ワークスアプリケーションズ、小田急電鉄、三菱地所、さが美の各社ホームページに記載されたニュースリリースを参照引用。

^(注9)婦人用品・雑貨については売価還元法に基づく原価法を採用。